

令和5年度から

これまでの部活動による参加に加え

中体連大会への参加範囲が広がります！

～少子化に対応した持続可能なスポーツ活動・専門的な指導の確保・働き方改革の推進を目指して～

① 地域スポーツ団体(クラブ)等が参加できます

中体連が定める条件のもと中体連大会に参加できるよう検討が進められています

<中体連が定める条件>

現在、新たに「国のガイドライン」が検討されています。

○国のガイドラインを受けた『長野県中学生期のスポーツ活動指針』の遵守

ア) 活動時間…平日2時間程度、休日3時間程度

イ) 休養日…平日週1日 + 土日のいずれかを休養日に設定 等

○中央競技団体が定める細則により、該当競技団体に登録・加盟している。

○日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに活動が行われている。

○参加する中体連大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に積極的に関与する。
また、生徒引率を行うとともに、万一の事故発生に備え傷害保険等に加入する。

<留意事項>

○地域スポーツ団体(クラブ)として大会に参加した場合、在籍中学校での大会参加はできない。(その逆も同様) また、同大会期間中に他チームに移籍しての参加もできない。

○地域スポーツ団体名での出場は1チームのみ。(メンバーの居住地制限はなし。)

○地域スポーツ団体等の複数団体合同チーム編成は認めない。

<手続き>

○参加申請書を地区(東信・北信・中信・南信)中体連事務局へ提出。

○県中体連理事会にて参加の可否を決定し、結果を申請クラブに通知。

※申請書の様式、地区中体連事務局の住所・連絡先、日程の詳細については県中体連HPを参照

R5年度からの参加について、まだ中央競技団体において検討中の種目もありますが、本県では、国の方針を受け、全種目参加できるように準備を進めていきます。仮に中央競技団体がR5年度からの参加を実施しない種目についても、上位大会への出場権は得られませんが、本県独自ルールにより県大会までは参加できるようにしていきます。

② 「拠点校部活動」によるチームが参加できます

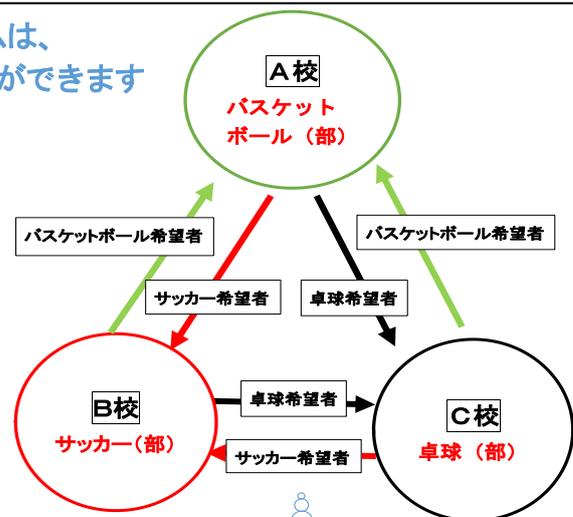
市町村教育委員会が認めた拠点校部活動のチームは、
中体連大会へ参加することができます

<拠点校部活動>とは・・・>

臨時的な合同チームとは異なり、将来を見据えた上で近隣校エリアによる持続可能な活動基盤として、
市町村教育委員会の承認のもとに実施するものです
(市町村内あるいは市町村間で実施)。

○複数チームの参加も可能とする。(拠点校部活動を構成する学校数をチーム数の上限とする。3校の場合は3チームまで)

○これまでの合同チーム等も、合同条件にかかわらず拠点校部活動に準じて当該の校長間の合意のもと地区中体連の承認を受けて参加可能とする。



- ・自校に部活動がある・なし関係なく実施できる
- ・これまでの「合同チーム等」も網羅！